－今号の目次－

* 事務連絡「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等の実施及び交付申請においてご留意いただきたい点について」（内閣府・厚生労働省）に関して 1
* 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3）が公表される 2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　事務連絡「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等の実施及び交付申請においてご留意いただきたい点について」（内閣府・厚生労働省）に関して**

標記事務連絡（都道府県宛て）については、「全保協ニュースNo.21-45」で既報のとおりですが、さらなる周知を目的として、保育三団体協議会それぞれに対し、内閣府より個別に説明が行われました（全保協は3月2日に正副会長が説明を受ける）。

標記事務連絡の説明のほか、質疑応答が行われ、その内容について、留意が必要と思われる点をご報告しますので、ご確認ください（事務連絡の詳細は「全保協ニュースNo.21-45」をご確認ください）。

* 事務連絡 別紙の「１．交付金の交付申請に当たって特に御留意いただきたい点」

３つ目の〇

止むを得ず第2回交付決定に交付申請が間に合わなかった場合であっても、令和4年度に、令和3年度分の経費も併せて申請を行うことが可能であること。ただし、この場合であっても、施設・事業所においては、令和4年2月・3月分の賃金改善額について令和3年度内に支払っている必要があることにくれぐれも留意いただきたいこと。

「令和4年度に、令和3年度分の経費も併せて申請を行うことが可能」なのは「自治体から国に対する申請のみ」であり、園においては、令和4年2月・3月分の賃金改善額を令和3年度内に支払っている必要があることに十分ご留意いただきたい。

* 園においては令和3年度内に支払う必要があるが、給与が翌月払いとなっている園は、支払いが令和4年4月になってもよいのか。

FAQ2-5にあるとおり問題ない。ただし、今回の処遇改善の主旨に鑑み、令和4年2月・3月分をまとめて4月に支払うことは避ける必要がある（令和4年2月分を翌3月に、令和4年3月分を翌4月に支払うことは問題ない）。

* 園への補助金の支給はいつになるか。

国としては可能な限り令和3年度内の支給を求めているが、それぞれの市町村において、議会のタイミング等によるため、市町村にご確認いただきたい。

* 園において、今回の補助金の残余金が生じた場合、園で留保しておくことは可能か。

不可。今回は「補助金」で実施される処遇改善であることから、残余金が生じた場合には返還することが必要。

* 令和3年度分の残余金を、令和4年度に繰り越すことは可能か。

今回の補助金については、令和3年度分、令和4年度分という考え方ではなく、令和4年2月から令和4年9月までを一期間としている。その単位で考え、残余金が生じた場合には返還する必要がある。

事務連絡の詳細は別添資料をご確認ください。

**◆　「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3）が公表される**

令和4年2月からの保育現場で働く方々の収入の3%程度引き上げに関し、令和4年2月25日に「FAQ（ver.3）」が公表されました。

ver.3に更新されるにあたっては、私学助成を受けていた幼稚園が新制度に移行した際の取り扱いについて、3問が追加されています。

詳細は下記ホームページをご確認ください（2月25日に追加されたFAQのみのファイルも掲載されています）。

■ 内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子育て事業者の方向け情報

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido//jigyousya.html